

ページ・行	誤	正																												
p.385	<p style="text-align: center;">表-7.11.7 地域別補正係数と地域区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">地域区分</th> <th style="width: 10%;">地域別補正係数 C_z</th> <th style="width: 5%;">(一)</th> <th style="width: 80%;">対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1.0</td> <td>(一)</td> <td>(二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">0.7</td> <td>(三)</td> <td>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、<u>荒尾市</u>、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(四)</td> <td>沖縄県</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	地域別補正係数 C_z	(一)	対 象 地 域	A	1.0	(一)	(二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small>	C	0.7	(三)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、 <u>荒尾市</u> 、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	(四)	沖縄県	<p style="text-align: center;">表-7.11.7 地域別補正係数と地域区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">地域区分</th> <th style="width: 10%;">地域別補正係数 C_z</th> <th style="width: 5%;">(一)</th> <th style="width: 80%;">対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1.0</td> <td>(一)</td> <td>(二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">0.7</td> <td>(三)</td> <td>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、<u>八代市</u>、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(四)</td> <td>沖縄県</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	地域別補正係数 C_z	(一)	対 象 地 域	A	1.0	(一)	(二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small>	C	0.7	(三)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、 <u>八代市</u> 、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	(四)	沖縄県
地域区分	地域別補正係数 C_z	(一)	対 象 地 域																											
A	1.0	(一)	(二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small>																											
C	0.7	(三)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、 <u>荒尾市</u> 、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）																											
		(四)	沖縄県																											
地域区分	地域別補正係数 C_z	(一)	対 象 地 域																											
A	1.0	(一)	(二)から(四)までに掲げる地方以外の地方 <small>北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、 名寄市、上川郡(上川総合振興局)のうち鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町、中川郡(上川総合振興局)、 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、 枝幸郡、礼文郡、利尻郡、紋別郡</small>																											
C	0.7	(三)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県のうち、 <u>八代市</u> 、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、 天草市、宇土市、宇城市、玉名郡、葦北郡、天草郡 大分県のうち中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、 東国東郡、速見郡 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）																											
		(四)	沖縄県																											